



安全に長く暮らすために 木造住宅の耐震化を支援します

市では、木造住宅の耐震化について支援を行っています。利用を検討している人は、工事などを行う前に新館建築住宅課へご相談ください。

①木造住宅の耐震診断に対する支援

- 対象住宅** 昭和56年5月31日以前に新築、増改築され、地上階数が2階以下の住宅
- 助成額** 個人負担額は1件につき3,000円。残りの金額を市が負担します

②木造住宅の耐震補強工事に対する支援

- 対象工事** 以下のいずれかの工事
 - 耐震補強工事を実施し、上部構造評点を1.0未満から1.0以上とする工事
 - 重大な地盤・基礎の注意事項を改善する工事
- 助成額** 対象経費の5分の4(限度額115万円)

③木造住宅の簡易耐震補強工事に対する支援

- 対象工事** 耐震補強工事を実施し、上部構造評点を0.7未満から0.7以上1.0未満とする工事
- 助成額** 対象経費の2分の1(限度額30万円) <<②③共通>>
- 対象住宅** 以下の要件を全て満たす市内の住宅
 - 昭和56年5月31日以前の建築基準法により建築された住宅
 - 居住部分を有する一戸建てで、地上階数が2以下の住宅
 - 在来軸組工法で建築され、建築基準法令に違反していない住宅

※詳しくは、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3567)



火災につながるおそれもあり危険です 廃棄物の焼却(野焼き)は原則禁止です

廃棄物の焼却(野焼き)は原則禁止されています。違反した場合は法律により、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはこの両方が課せられます。

■例外として焼却が認められるもの

- 法令または法令に基づく処分により行う廃棄物の焼却…(例)伝染病家畜、松くい虫被害木などの焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却…(例)どんと焼きなどの地域の行事で、不要となった門松・しめ縄などの焼却する場合
- 農業や林業、漁業を営むため、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却…(例)農業者が行う刈り草、木の枝、もみガラ、わらなどの焼却

- たき火やその他、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの…(例)落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝、空き地の刈り取った草木などの焼却

例外的に焼却が認められている場合でも、空気が乾燥しているとき、強い風が吹いているときなどの気象状況下での焼却は火災が発生するおそれがありますので、絶対に止めましょう。

また、煙や臭いなどで近隣住民に迷惑が掛からないようにすることも必要です。



【問い合わせ】本館生活環境課(☎41-3545)

アイコンの説明: お知らせ、学び、催し、保健、募集



10月26日～令和8年3月28日 いわて花巻空港のダイヤが改正されます

【問い合わせ】
本館観光課(☎41-3542)

いわて花巻空港の定期便ダイヤが10月26日(日)から変わります。札幌、名古屋、大阪、福岡、台北(台湾)への直行便だけでなく、沖縄や九州への乗り継ぎ便としても利用できます。

■航空券の予約購入・問い合わせ

- ①日本航空(JAL)…☎0570-025-022(年中無

休、午前7時～午後8時)

- ②フジドリームエアラインズ(FDA)…☎0570-55-0489(年中無休、午前7時～午後8時)

- ③タイガーエア台湾…☎050-5211-1017(月～金曜日、午前10時～正午・午後1時～5時)

◎定期便ダイヤ(10月26日～令和8年3月28日)

※ダイヤは変更になる場合があります。詳細については、各航空会社のホームページをご確認ください

▷札幌(新千歳)線(JAL)

花巻	札幌(新千歳)	花巻	
出発	到着	出発	到着
11:05	12:05	9:35	10:30
17:55	18:55	16:25	17:25

▷名古屋(小牧)線(FDA)

花巻	名古屋(小牧)	花巻	
出発	到着	出発	到着
10:15	11:40	8:30	9:40
16:00	17:25	12:10	13:20
*18:30	19:55	*16:45	17:55

*12月から令和8年2月の平日(火・水・木)は年末年始を除き運休

▷大阪(伊丹)線(JAL)

花巻	大阪(伊丹)	花巻	
出発	到着	出発	到着
9:10	10:40	7:15	8:40
13:10	14:40	11:20	12:40
15:30	17:00	13:45	15:00
18:45	20:25	16:55	18:15

▷神戸線(FDA)

※10月26日から運休。再開は未定

▷福岡線(FDA)

花巻	福岡	花巻	
出発	到着	出発	到着
13:55	16:20	13:30	15:25

▷台北(桃園)線(タイガーエア台湾)

花巻	台北(桃園)	花巻	
出発	到着	出発	到着
17:50	21:10	12:15	16:35

●水・土曜日の毎週2往復運航

▷上海(浦東)線(中国東方航空)

※運休中。再開は未定



障がい者を理由とする 差別の解消に向けて

【問い合わせ・相談】▷新館障がい福祉課
(☎41-3580)▷基幹相談支援センター
(新館障がい福祉課内☎41-3582)

国では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

■「障害者差別解消法」が定めること

①不当な差別的取り扱いの禁止

障がいのある人に、正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限または条件を付ける行為を禁止しています。

例えば…

- 車いすを利用していることを理由に入店を断る
- 障がいがあるという理由だけでイベントなどへの参加を拒む

②合理的配慮の提供

障がいのある人の利用を想定し、物理的環境や意思疎通に対する配慮、ルールや慣習の柔軟な変更などを求めています。合理的配慮の提供

は令和6年4月に、事業者に対して義務化されました。何らかの配慮を求められた場合、負担になりすぎない範囲で対応ができないか考えましょう。

例えば…

- 筆談、手話、点字などのコミュニケーションを使って説明する
- 車いすを利用している人が段差を越えるときに手伝う



■本市の取り組み

市では、法律に基づき「花巻市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」を定め、障がいのある人に対する職員の対応が適切であるよう職員研修などを実施しています。※市職員から差別的な扱いを受けた場合は、本館人事課(☎41-3509)または新館障がい福祉課へご相談ください